

## 令和2年度 企業主導型保育事業保育士研修(キャリアアップ研修)事業委託仕様書

## 1 事業名

企業主導型保育事業保育士研修(キャリアアップ研修)事業委託業務

## 2 事業の目的

企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づく、企業主導型保育事業を行う保育施設に従事している者のうち、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修を実施し、各専門分野についての理解を深め、他の保育士等に指導助言ができるよう実践的な能力を身に付けることを目的とする。

## 3 事業内容等

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(別紙3)(以下「保育士等キャリアアップ研修の実施について」という。)に基づき、研修の実施、受講結果に基づく名簿の作成等を行う。

## (1) 保育士研修(キャリアアップ研修)の内容・開催形式

別紙3「保育士等キャリアアップ研修の実施について」及び別紙4「企業主導型保育事業保育士研修(キャリアアップ研修)実施内容」に沿った内容での提案とすること。

※マネジメント研修では適切なファシリテイトのもと、研修の中で事業者同士の意見交換を行う集合研修を実施すること。

※マネジメント研修の集合研修以外はeラーニングにて実施のこと(研修時間は1分野15時間以上)。

## (2) 保育士研修(キャリアアップ研修)事業委託業務

- ① 研修実施に関する日程及び集合研修会場の設定
- ② 研修実施に関する広告・周知
- ③ 研修申込に関する事務(申込受付、受講票発送、名簿作成等)
- ④ 研修内容・テキストの企画、講師の選定
- ⑤ eラーニングのシステム構築、コンテンツの作成
  - i システム構築に当たっては、セキュリティ対策を講じること。
  - ii コンテンツの作成に当たっては、各科目で演習や小テスト等を行うようにし、効果測定ができるようにすること。
  - iii コンテンツの作成に当たっては、なりすまし及び早回し等の不正防止策を講じること。
- ⑥ 研修の実施(eラーニング、集合研修)
- ⑦ 研修の管理運営(受講状況の管理、受講者アンケート、eラーニングの効果測定結果等を含む。)
- ⑧ 修了者名簿の作成・提出、修了証の作成・送付
- ⑨ 実績報告書の作成・提出

なお、eラーニングの実施方法、不正防止対策等については、別紙5「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ(平成31年1月9日付)」及び別紙6「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ(平成31年3月13日付)」を参考にすること。

## (3) 保育士研修(キャリアアップ研修)事業の開催

- ① マネジメント研修内の集合研修の開催地と受講者想定人数
  - 東京・・・100名
  - 大阪・・・100名

② eラーニングの受講者想定人数

全科目で実施(上記①のマネジメント研修内の集合研修を除く。)

7科目×200名=1,400名

受講者が受講しやすいよう、受講期間を長期間とし、職場以外のデバイスからでも受講可能なものとする。

③ 受講対象者及び研修分野

受講対象者は、企業主導型保育施設に従事している者とし、そのうち、研修分野別の受講対象者は下記のとおりとする。

※企業主導型保育施設に従事している者のみを研修受講対象とすることから、それを証する書類の提出を申込者に求める必要がある。

i 専門分野別研修(①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援)の受講対象者

企業主導型保育施設や保育所等の保育現場において、概ね3年以上の経験があり、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

ii マネジメント研修の受講対象者

企業主導型保育施設や保育所等の保育現場において、概ね7年以上の経験があり、iの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

④ 開催時期

契約締結日から令和3年3月31日までの期間

⑤ 留意事項

- ・旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。
- ・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての者に遵守させること。
- ・本業務により生じた成果物の著作権は、公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、協会担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、協会の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において処理すること。
- ・事業実績報告書は令和3年4月10日までに提出すること。
- ・この研修の内容は別紙3「保育士等キャリアアップ研修の実施について」に準じているが、協会は同通知で定める研修実施主体ではないため、企業主導型保育施設での処遇改善加算の対象にはなるものの、認可保育所においては処遇改善加算の対象とみなされない可能性が高いため、その旨を研修受講者募集時に記載のこと。